

財政健全化判断比率（4指標）及び資金不足比率

(単位：%)

	健全化判断比率				資金不足比率	
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率		
21年度算定比率	—	—	5.3	58.3	21年度算定比率	—
早期健全化基準	12.44	17.44	25.0	350.0	経営健全化基準	20.0
財政再生基準	20.0	40.0	35.0			

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。一般会計等とは、一般会計と公営事業会計以外の特別会計とを合わせたものであり、東久留米市においては公営事業会計以外の特別会計が無い場合、一般会計のみが対象となる。今年度は、実質赤字額がないため、実質赤字比率は「—（数値なし）」となった。

【算定比率】

$$-5.83\% = -1 \times \text{一般会計等の実質収支} / \text{標準財政規模}$$

※ 一般会計等の実質収支・・・ 1,201,370千円

※ 標準財政規模・・・・・・ 20,588,318千円

【早期健全化基準】

$$12.44\% = \{20 + (\text{標準財政規模} + 1,000\text{億円}) / (120 \times \text{標準財政規模}) \times 100\} / 2$$

【財政再生基準】

20%（固定値）

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。今年度は、全ての会計において実質赤字額がないため、連結実質赤字比率は「—（数値なし）」となった。

【算定比率】

$$-6.95\% = -1 \times \text{全会計の実質収支} / \text{標準財政規模}$$

※ 全会計の実質収支・・・・・・ 1,431,024千円

(内訳)

一般会計等	1,201,370千円
国民健康保険事業会計	209,956千円
介護保険事業会計	0千円
後期高齢者医療事業会計	9,707千円
老人保健医療事業会計	9,991千円
下水道事業特別会計	0千円
※ 標準財政規模	20,588,318千円

【早期健全化基準】

17.44% = 実質赤字比率の早期健全化基準 + 5%

【財政再生基準】

40.0% = (固定値)

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、実質的な債務全てにかかる償還額の標準財政規模に対する比率である。

【算定比率】

5.3% = (平成21年度の単年度比率 + 平成20年度の単年度比率 + 平成19年度の単年度比率) / 3

☆単年度比率 = { (地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) } / { 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) }

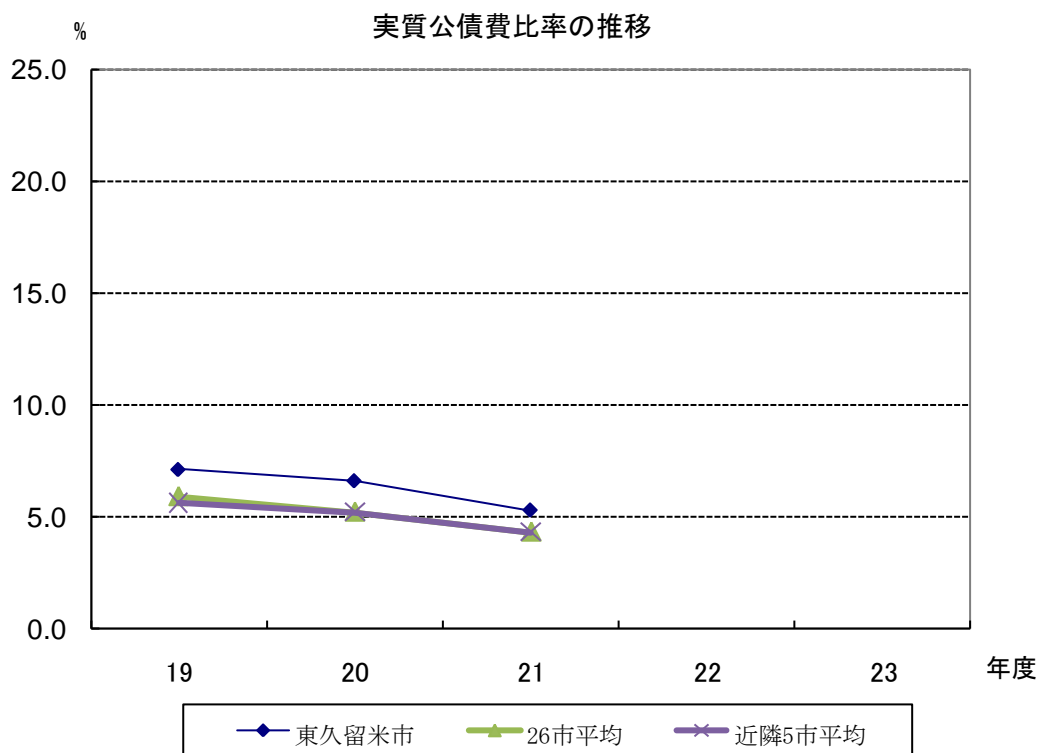
※ 地方債の元利償還金 + 準元利償還金	3,015,541千円
※ 特定財源	0千円
※ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,358,026千円
※ 標準財政規模	20,588,318千円
※平成21年度の単年度比率	3.60672 %
※平成20年度の単年度比率	5.71234 %
※平成19年度の単年度比率	6.71554 %

【早期健全化基準】

25.0% = (固定値)

【財政再生基準】

35.0% = (固定値)



(単位：%)

年度	19	20	21	22	23
東久留米市	7.1	6.6	5.3		
26市平均	5.9	5.2	4.3		
近隣5市平均	5.6	5.2	4.3		

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

【算定比率】

$$58.3\% = \{ \text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \} / \{ \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \}$$

※ 将来負担額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47, 145, 488千円

※ 充当可能基金額＋特定財源見込額

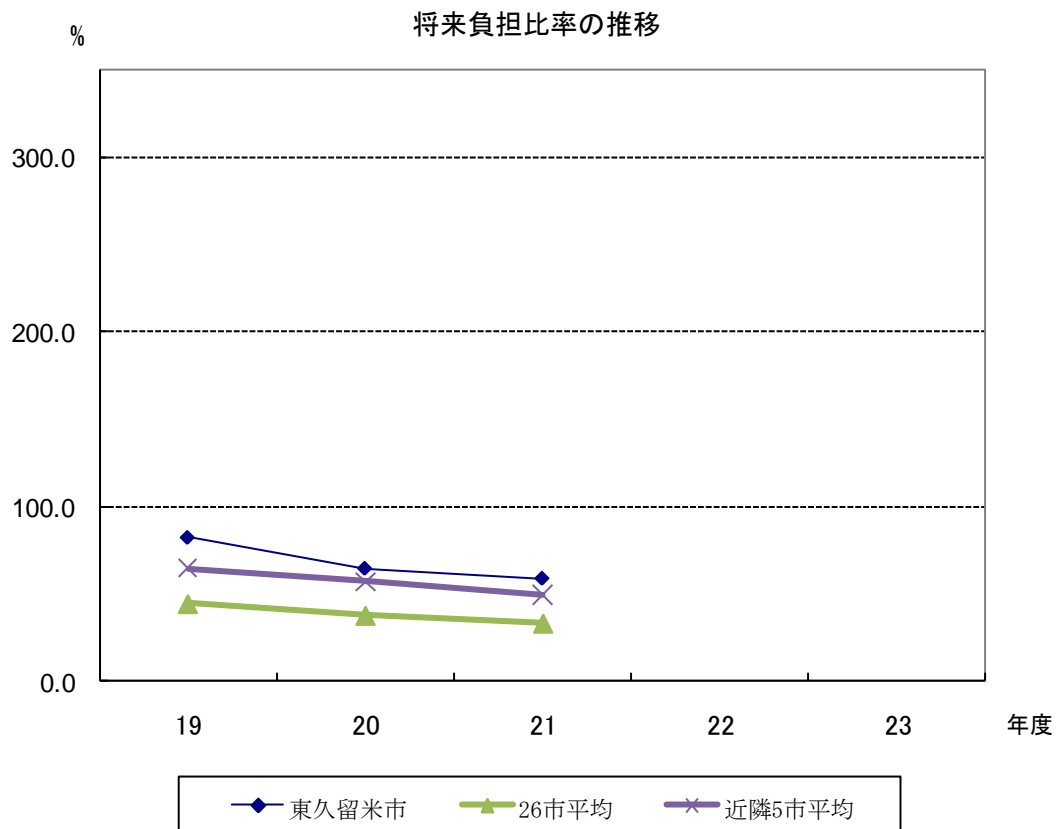
＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額・・・・・・ 36, 511, 197千円

※ 標準財政規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20, 588, 318千円

※ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額・・・・ 2, 358, 026千円

【早期健全化基準】

$$350.0\% = (\text{固定値})$$



年度	19	20	21	22	23
東久留米市	82.1	64.1	58.3		
26市平均	44.4	37.6	33.0		
近隣5市平均	64.6	57.1	49.5		

(単位：%)

(5) 資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。今年度は、資金不足額がないため、資金不足比率は「－（数値なし）」となっている。

【算定比率】

0% = 資金の不足額 / 事業の規模

※ 資金の不足額・・・ 0千円

※ 事業の規模・・・ 1,734,613千円